



2006 (平成 18) 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 生化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 水 谷 建
(コード番号 4548 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 矢 倉 俊 紀
(TEL. 03-5220-8950)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行され、電子公告制度が導入されたことに伴い、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (2) 株主の皆様のご利便性向上を図るため、単元未満株式の買増しの規定を新設するものであります。(変更案第 11 条)
- (3) 当社は、平成 18 年 4 月 25 日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって年功的かつ報酬の後払い的な要素を含む役員退職慰労金制度を廃止することを決定いたしました。これに伴い、取締役及び監査役の退職慰労金に関する記述を削除するものであります。(変更案第 27 条及び第 34 条)
- (4) 会社法施行を機に新設する規定
「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が施行され、定款による自治が拡大されたことに伴い、次のとおり規定を新設するものであります。
 - ①単元未満株主の権利を明確に規定することが認められたことに伴う規定の新設(変更案第 10 条)
 - ②株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴う規定の新設(変更案第 17 条)
 - ③株主総会における議決権の代理行使に際して、代理人の数を制限できることとなったことから、株主総会運営の効率化を図るため、所要の変更を行うものであります。(変更案第 19 条)
 - ④取締役会における書面決議が認められたことに伴う規定の新設(変更案第 25 条)
 - ⑤取締役及び監査役が期待される職務をより適切に行えるよう、取締役及び監査役の責

任を会社法で定める範囲内で免除できる旨を定めるとともに、社外取締役、社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨を定めるものであります。

なお、本議案の本定時株主総会への提出については、各監査役の同意を得ております。

(変更案第 28 条及び第 35 条)

(5) 文言の整理等所要の変更を行う規定

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が施行されたことに伴い、会社法の条文や文言に合わせるなど、次のとおり所要の変更等を行うものであります。

①「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に基づき、会社法施行とともに、定款に定めがあるとみなされる事項

変更案第 4 条(新設) : 取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する旨

変更案第 7 条(新設) : 株券を発行する旨

変更案第 12 条(変更) : 株主名簿管理人を置く旨

②定時株主総会の基準日に関する規定の新設(現行第 10 条削除、変更案第 15 条新設)

③用語の変更等所要の手当て(変更案第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 18 条、第 20 条～第 23 条、第 26 条、第 29 条～第 31 条、第 33 条、第 36 条～第 39 条)

④会社法で規定されたこと等により削除した事項

現行定款第 15 条、第 24 条 3 項及び 4 項、第 28 条

⑤上記変更に伴う、条数の繰り下げ等

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 23 日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 23 日(金曜日)

以上

本件に関するお問い合わせは次にお願ひします。

生化学工業株式会社

総務部 I R・広報担当 鳥居美香子・田中 優

TEL. 03-5220-8950

(下線は変更部分です)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して<u>これを行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、234百万株とする。<u>ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。 2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、234百万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を發行する。 (自己株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議による市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を發行しない。</u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>選定し</u>公告する。 3. 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録の手續、届出の受理、单元未満株式の買取り等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第9条 株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録の手續、届出の受理、单元未満株式の買取り等株式に関する手續</u>および手数料については、<u>取締役会の定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p>(单元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の買増し) 第11条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する。</u> 3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第13条 当社の株式に関する<u>取扱い</u>および手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第 10 条 <u>当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項その他定款に定めがある場合のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 11 条 <u>定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第 12 条 <u>株主総会の議長は、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数でこれをなすものとする。</u></p> <p><u>2. 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上でこれをなすものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 14 条 <u>定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</u></p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第 15 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>(招集権者および議長)</u></p> <p>第 16 条 <u>株主総会の招集権者および議長は、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 17 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 <u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (定員および選任)</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の<u>現任取締役の残任期間</u>とする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 18 条 <u>当会社は、取締役会の決議をもって 3 名以内の代表取締役を選任する。</u></p> <p>(役付取締役および名誉会長、相談役、顧問)</p> <p>第 19 条 <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、名誉会長、相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数でこれをなすものとする。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1 名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (定員および選任)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の<u>在任取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、その決議によって 3 名以内の代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役および名誉会長、相談役、顧問)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>名誉会長、相談役および顧問を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 <u>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 22 条 取締役会に関する事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程によるものとする。</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (定員および選任)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>2. 監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>3. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下「監査役補欠者」という)を選任することができる。監査役補欠者は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>4. 監査役補欠者の選任の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程によるものとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項の規定に定める金額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (定員および選任)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第 25 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役および前条第 3 項に定める監査役補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の<u>残任期間</u>とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 26 条 監査役は、<u>互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 28 条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数でこれをなすものとする。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 29 条 監査役会に関する事項については、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程によるものとする。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 30 条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(<u>営業年度および決算期</u>)</p> <p>第 31 条 当会社の<u>営業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>その末日をもって決算期とする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の<u>任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 31 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 33 条 監査役会に関する事項については、<u>法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程によるものとする。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項の規定に定める金額とする。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p>第 36 条 当会社の<u>事業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの<u>1 年</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第 32 条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 33 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(利益配当等の除斥期間)</p> <p>第 34 条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第 37 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 39 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>